

令和6年3月

一般財団法人橋本循記念会
令和6年度奨学生募集要項

一般財団法人橋本循記念会

当財団は、「奨学金給与規程」の規定に基づき、下記のとおり令和6年（2024年）度外国人奨学生を募集します。

但し、当財団の事業計画により令和7年度（2025年）をもって支給を終了します。

（新規奨学生応募は今年度限り、支給期間は令和7年度末までとする）

記

1. 奨学生に応募できる者

- (1) 東アジアの出身者であること。
- (2) 令和6年3月現在、京都府内の各大学（短期大学を除く）人文科学系の学部（1回生以上）もしくは大学院（学部よりの進学予定者を含む）に在学する外国人留学生で、勉学上経済的援助を必要とすると認められ、且つ学業成績優秀な者。

2. 奨学金並びに支給期間

(1) 奨学金

学部学生 月額 120,000円

大学院生 月額 120,000円

(2) 支給期間

奨学金の支給期間は令和6年（2024年）4月から開始し、令和7年度末までとする。尚、修業年限の途中でも支給は令和7年度末（3月）まで。

（博士課程で前期・後期とあるものは、各期をそれぞれ修士課程、博士課程とみなす）

(3) その他

奨学生の学業又は性向などにおいて、問題があると考えられる場合は、奨学金の交付を停止することがあります。

3. 奨学生の採用予定人員

令和6年（2024年）度の採用予定人員は若干名とする。

4. 応募の手続

奨学生に応募する者は、下記の書類を添えて在学する大学の指定する日までに大学長へ提出しなければならない。

(1) 新規応募者

- ①願書並びに調査表（財団所定様式一奨1）
- ②在学中の大学学部もしくは大学院の成績証明書（各大学所定様式）
- ③在学中の大学学部もしくは大学院の指導教授又は大学長の推薦書（財団所定様式・奨2）
- ④出願理由等（財団所定様式一奨3）*自筆で書くこと
- ⑤住民票の写し（旧制度：外国人登録原票記載証明）
- ⑥6ヶ月以内に撮影した写真（上半身正面5cm×3.5cm）

*上記①の願書並びに調査票（別紙様式一奨1）の所定の空欄に貼付すること

(2) 再応募者

令和5年度奨学生で、2024年3月末日をもって所定の修業年限を終える奨学生が、引き続き奨学金受給を希望する場合は、下記①②の書類と共に改めて応募しなければならない。

- ①前記4項（1）①～⑥の所定の各書類
- ②（大学院修士課程もしくは博士課程進学予定者対象）
 - ・学部卒業論文もしくは修士論文のコピー、又は要約したもの
 - ・各論文に対する指導教授の所見

5. 応募書類の提出期限

前項の応募手続上の必要書類は、当該学校当局の手続を経て令和6年4月30日（月）までに当財団事務局へ必着のこと。

尚、応募書類は返却致しませんので、予めご了承ください。

6. 奨学生の決定

令和6年5月中旬開催予定の、財団選考委員会による書類並びに面接審査を経て合格者を決定し、在学する大学長を通じて本人に通知する。

（お問い合わせ先）〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上る東側二条殿町541

泰宏ビル4階

一般財団法人橋本循記念会 事務局

TEL：075-254-7855

FAX：075-212-4888

MAIL：konishi@konishilaw.com

平成25年3月

財団法人 橋本 循 記 念 会
平成25年度奨学生募集要項

財団法人 橋本循記念会

当財団は、「奨学金給与規程」の規定に基づき、下記のとおり平成25年（2013年）度外国人奨学生を募集します。

記

1. 奨学生に応募できる者

- (1) 東アジアの出身者であること。
- (2) 平成25年3月現在、京都府内の各大学（短期大学を除く）人文科学系の学部(1回生以上)もしくは大学院（学部よりの進学予定者を含む）に在学する外国人留学生で、勉学上経済的援助を必要とすると認められ、且つ学業成績優秀な者。
- (3) 日本政府又は他の財団等から奨学金の支給を受けていない者。

2. 奨学金並びに支給期間

(1) 奨学金

学部学生 月額 100,000円
大学院生 月額 100,000円

(2) 支給期間

奨学金の支給期間は平成25年（2013年）4月または10月（各大学始業月）から開始し、所定の修業年数とする。尚、修業年数は以下のとおり。

- ・学部奨学生…学部卒業までの正規の最短修業年限まで
- ・大学院奨学生（修士課程）…修士課程修了までの最短修業年限まで
- ・ " (博士課程) …博士課程修了までの最短修業年限まで

(但し、博士課程で前期・後期とあるものは、各期をそれぞれ修士課程、博士課程とみなす)

(3) その他

奨学生の学業又は性向などにおいて、問題があると考えられる場合は、奨学金の交付を停止することがあります。

3. 奨学生の採用予定人員

平成25年（2013年）度の採用予定人員は若干名とする。

4. 応募の手続

奨学生に応募する者は、下記の書類を添えて在学する大学の指定する日までに大学長へ提出しなければならない。

(1) 新規応募者

- ①願書並びに調査表（財団所定様式一奨1）
- ②在学中の大学学部もしくは大学院の成績証明書（各大学所定様式）
- ③在学中の大学学部もしくは大学院の指導教授又は大学長の推薦書（財団所定様式-奨2）
- ④出願理由等（財団所定様式一奨3）*自筆で書くこと
- ⑤住民票の写し（旧制度：外国人登録原票記載証明）
- ⑥3ヶ月以内の健康診断書（各医療機関所定様式可）
- ⑦6ヶ月以内に撮影した写真（上半身正面5cm×3.5cm）

*上記①の願書並びに調査票（別紙様式一奨1）の所定の空欄に貼付すること

(2) 再応募者

平成24年度奨学生で、2013年3月末日をもって所定の修業年限を終える奨学生が、引き続き奨学金受給を希望する場合は、下記①②の書類と共に改めて応募しなければならない。

- ①前記4項（1）①～⑦の所定の各書類
- ②（大学院修士課程もしくは博士課程進学予定者対象）
 - ・学部卒業論文もしくは修士論文のコピー、又は要約したもの
 - ・各論文に対する指導教授の所見

5. 応募書類の提出期限

前項の応募手続上の必要書類は、当該学校当局の手続を経て平成25年4月26日（金）までに当財団事務局へ必着のこと。
尚、応募書類は返却致しませんので、予めご了承願います。

6. 奨学生の決定

平成25年5月中旬開催予定の、財団選考委員会による書類並びに面接審査を経て合格者を決定し、在学する大学長を通じて本人に通知する。

以上

(お問い合わせ先)

〒604-0861 京都市中京区烏丸通丸太町下ル大倉町206番地
オクムラビル4階 小西法律事務所 内
財団法人 橋本循記念会 事務局
TEL：075-254-7855
FAX：075-212-4888